

名古屋港管理組合危機管理推進要綱

令和 7 年 4 月

名古屋港管理組合

目 次

第1章 総 則

1 目 的	1
2 危機の定義	1
3 対象機関	1
4 危機への対処	1
【参考】危機発生時の対処体制フロー	2
5 要綱の見直し	2

第2章 危機管理体制

1 役 割	3
2 危機管理対策本部等	3、4
【参考】危機発生時の庁内連絡体制フロー	5

第3章 危機への対策

<平常時の対策>

1 情報伝達体制の整備	6
2 情報伝達体制の周知	6

<危機発生時の対策>

1 情報の収集・管理	6
2 対策の検討・決定	7
3 対策の実施	7
4 広報の実施	7

<収束時の対策>

1 復旧対策の推進	7、8
2 被害等の影響の軽減	8
3 再発防止策の検討・実施	8
4 情報伝達体制の見直し	8

附 則	8
-----	---

第 1 章 総 則

1 目 的

この要綱は、名古屋港において社会的影響の大きい危機が発生し又は発生する恐れがある緊急の事態に、迅速かつ的確に全庁をあげて統一的に対処する危機管理体制（機動的な編成）や基本的事項を定め、名古屋港における危機管理を推進し、もって名古屋港における港湾活動への被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

2 危機の定義

この要綱における危機とは、名古屋港における港湾活動に重大な危機が発生し又は発生する恐れがある緊急事態をいう。

○危機の例は、次の緊急事態のうち重大なもの

- ・名古屋港に係るサイバー攻撃
- ・港湾の整備、管理に支障を来す事件・事故
- ・油流出及び大量漂流物による海洋汚染を伴う事故
- ・クルーズ船における事件・事故
- ・にぎわい施設における事件・事故

ただし、次に掲げる危機については、それぞれの法に基づく計画で対処するため、この要綱の対象からは除く。

- ・災害対策基本法に基づく「名古屋港管理組合防災計画」に規定する災害
- ・石油コンビナート等災害防止法に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」に規定する災害
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく「名古屋港管理組合国民保護業務計画」に規定する武力攻撃事態及び緊急対処事態
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「名古屋港管理組合新型インフルエンザ等対策行動計画」に規定する緊急対処事態

3 対象機関

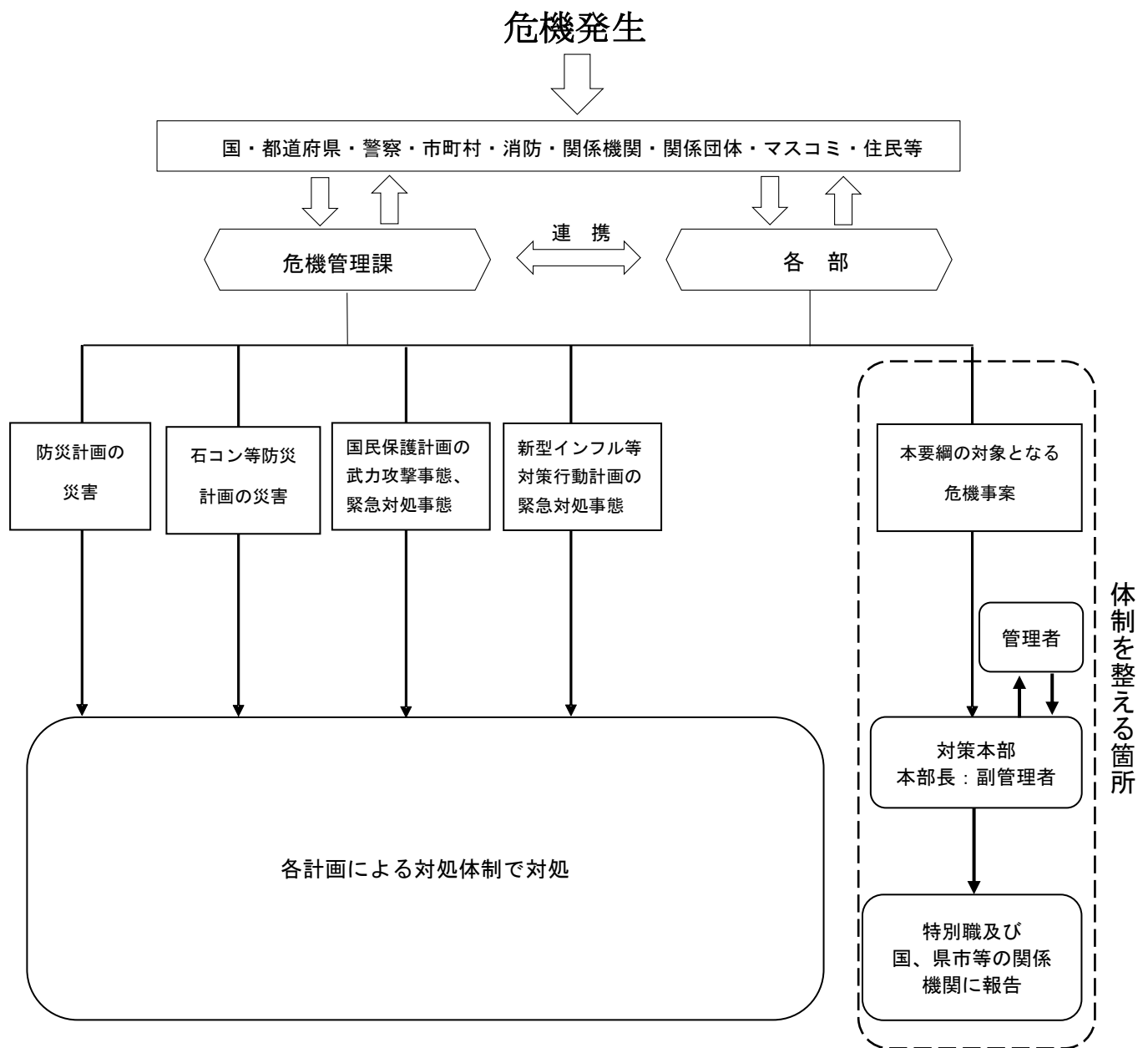
この要綱の対象部は、政策企画部、総務部、港営部、建設部(以下「各部」という。)とする。

4 危機への対処

危機が発生した場合は、次により対処するものとする。

- (1) 想定される危機については、所管部が主体的に対処する。
- (2) 新たな危機事案については、危機管理課が情報収集・当面の対応策の検討などの初動対処を行うとともに、危機管理課及び関係部が協議の上、所管部を決定する。以後、当該所管部において主体的に対処する。
- (3) 所管部が複数に及ぶ場合は、主たる所管部を中心に、関係部が連携・協力して対処する。

◆危機発生時の対処体制フロー



5 要綱の見直し

本要綱は、危機への対応等を踏まえ必要に応じて見直し、改善に努める。

第2章 危機管理体制

1 役割

(1) 管理者

本組合の危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

(2) 専任副管理者

本組合の危機管理について管理者を補佐する。

(3) 各部長等

- ① 各部長は、平常時において各部の危機管理を推進するとともに、危機発生時には関係部及び関係機関と連携をとりながら、迅速かつ的確に対処を行う。
- ② 各部長は、所管業務に係る危機の発生に備え、情報伝達体制の整備など、様々な事前の準備を行い、職員の危機管理意識の向上を図る。
- ③ 各部長は、危機が発生した場合は、直ちに専任副管理者に報告するとともに、危機管理監へ連絡し、情報収集などの初動対処を行う。
また、被害の状況に応じ対策本部を設置するなど対処方針を専任副管理者に報告し、その指示に従い対策を実施する。
- ④ 危機管理監は、全庁的な危機管理の推進に努めるとともに、危機発生時において各部長と連携を図る。

2 危機管理対策本部等

名古屋港における港湾活動に重大な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、対策本部等を設置し、実施するものとする。

(1) 危機管理対策本部の設置

所管部は、危機の内容が全庁的な対処が必要と判断される場合、専任副管理者の指示に従い、危機管理対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(2) 対策本部の構成

対策本部は、本部長及び本部員をもって組織し、本部長は、専任副管理者をもって充てる。なお、本部長が不在のときや急を要するときは、下記順位にしたがって、本部員がその職務を代理する。

本部員は、次に掲げる者をもって充て、本部員のうち、当該事案を所管する者が、総括本部員として、取りまとめを行う。

- ① 政策企画部長【第4順位】、政策企画部参事（総合調整担当）、政策企画部参事（政策推進担当）
- ② 総務部長【第1順位】、総務部参事（県市政策調整担当）
- ③ 港営部長【第2順位】
- ④ 建設部長【第3順位】
- ⑤ 前各号に掲げる者のほか、本部長が指名する者。なお、被指名者については、別紙名簿による提案に基づき本部長が指名を行う。被指名者が管理組合職員以外の場合、本部長が参加依頼を行うものとする。

(3) 対策本部の業務

情報を一元管理し、対処・対策方針や対外的な情報提供方針を定め、全庁的な対処を迅速かつ的確に決定、実施するなど、当該危機への対処に必要な措置を行う。あわせて、本部長が必要と認める危機対応事項を行う。

(4) 本部長の職務等

本部長は、対策本部を招集及び主催し、本部の事務を総括するとともに、本部員を指揮監督する。なお、対策本部の行う方針で重要なものについては、管理者に報告し、指示を受け、決定するものとする。

(5) 対策本部の庶務

対策本部の招集や設置にかかる事務は、総務部危機管理課が行う。それ以外の庶務は当該事務を所管する課が行う。

(6) 対策チームの編成

危機に対し全庁的な対策を実施するため、対策本部の指示により、必要に応じて関係部職員（機動的な編成）による対策チームを編成する。

(7) 対策チームの構成

対策チームは、チーム長及びチーム員で構成し、構成員については、別紙対策チーム構成員の提案に基づき、対策本部で決定する。

管理組合職員以外の者も、必要に応じ参加できるものとし、その場合、対策本部から参加依頼を行うものとする。

また、必要に応じ、派遣先と合意のうえ、チーム員を現地に派遣して情報収集などの業務を行うことができるものとし、その場合は、対策本部が派遣承認を行うものとする。

(8) 対策チームの業務について

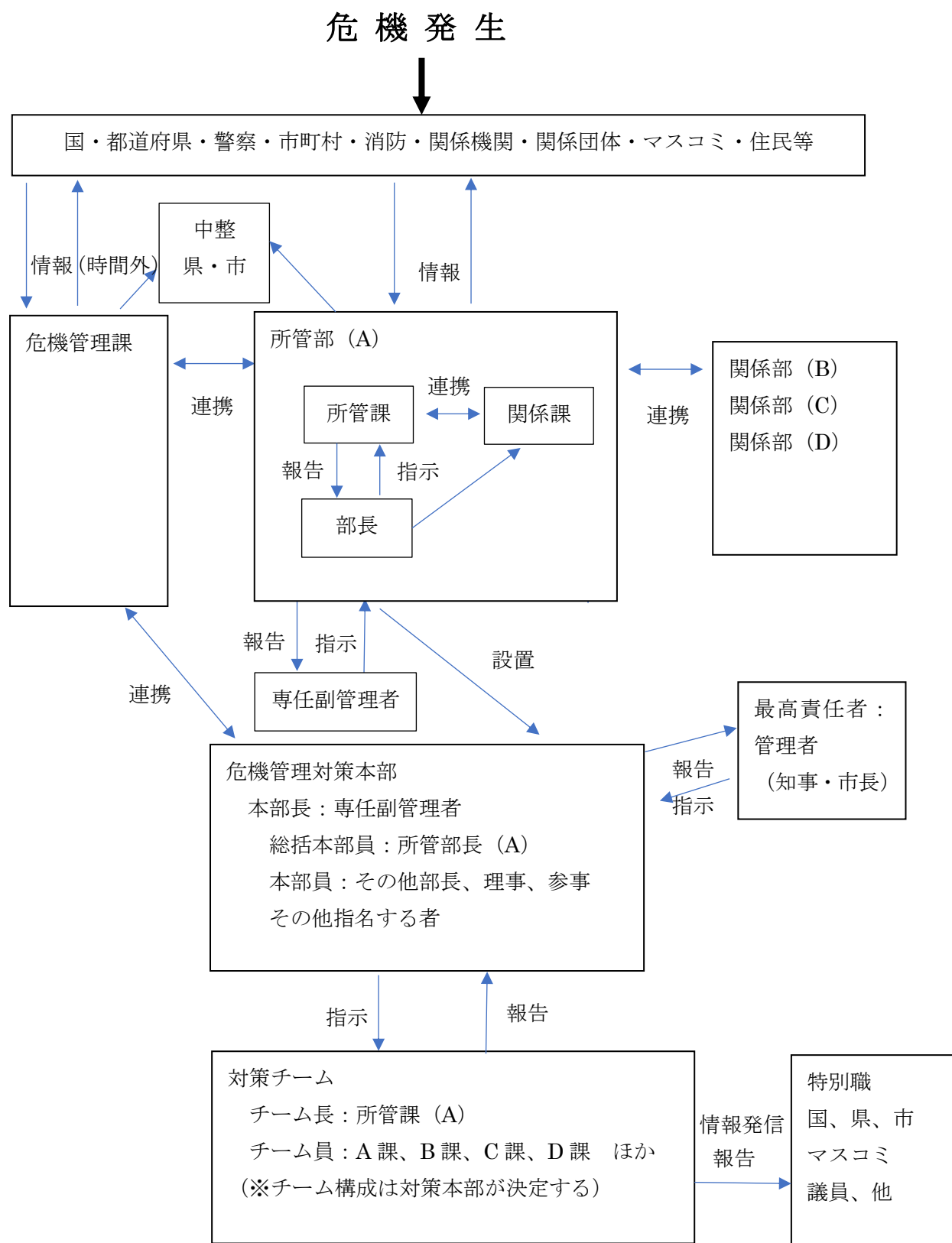
対策チームは、本部の指示により危機への対処のため必要な業務を行うものとし、本部の指示に従い、業務報告をおこなうものとする。

チーム員はチーム長の指示に従い当該業務を行うものとする。

(9) 対策本部等の廃止

対策本部及び対策チームは、危機発生のおそれが解消し、又は対策が概ね完了したと判断される場合などに、対策本部の判断により廃止する。

◆危機発生時の庁内連絡体制フロー



第3章 危機への対策

危機の発生防止や発生した被害を軽減するためには、「危機を発生させないような対策」、「危機

の発生を前提とした対策」を日頃から十分検討し、想定される危機に備える必要がある。

このため、各部は平常時から常に危機意識を持ち、情報伝達体制の整備など、様々な事前の準備を行っておくことが重要である。

<平常時の対策>

1 情報伝達体制の整備

各部は、平常時から国、県市など関係機関と密接に連携し、想定される危機事象を設定し、情報収集や収集した情報を速やかに関係機関等へ伝達できる連絡体制を整備する。

2 情報伝達体制の周知

各部は、想定される危機事象に応じた連絡体制などを整え、危機の発生又は発生するおそれ（以下、「危機発生」という。）がある場合に、情報収集・伝達・共有が円滑に行われるよう、訓練などを通じて所属員への周知に努めるものとする。また、整備した連絡体制を危機管理課へ提出するものとする。

<危機発生時の対策>

1 情報の収集・管理

(1) 情報の収集・伝達

各部は、予め確立した連絡体制により情報の収集・伝達を行い、直ちに専任副管理者に報告するとともに、危機管理監へもその内容を連絡する。

なお、危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、断片的な情報であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。

(2) 情報の内容

各部は、危機発生時には、概ね以下の項目に留意して情報を収集・整理する。

- (ア) 発生日時・発生場所、情報発信元
- (イ) 危機事案の具体的内容及び原因
- (ウ) 被害の発生状況及び拡大の可能性
- (エ) 本組合、関係機関が実施した応急措置の状況

(3) 情報の管理・共有

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、各部において各部長を中心として情報の一元化を図る。

また、危機の進行状況、応急対策の実施状況についての情報も一元的に管理し、情報を整理・記録することにより、関係者間で情報を共有する。

2 対策の検討・決定

各部長は、危機事案に対する対処方針を決め、直ちに専任副管理者へ報告し、その指示に従う。また、危機管理監へもその内容を連絡する。

特に全庁的な体制が必要な危機事案の場合は、対策本部を設置し対策等を決定する。

各部署は、対策を行った後も、当該危機的状況が解消するまでの間、監視のための体制を整備し、情報の収集に努める。

なお、対策決定後に状況の変化があった場合は、対策の見直しを行う。

3 対策の実施

危機発生後においては、決定した対処方針に基づき、所管部と関係部は、関係機関と連携、協力し応急対策を実施する。

(1) 被害への対応

各部署は、危機発生直後には、港湾利用者の港湾活動への被害拡大の軽減を図ることを最優先に応急措置を行うとともに、関係機関に周知を図る。

(2) 二次災害の防止

各部署は、発生箇所の安全性の確認をするなど、港湾利用者や対策要員の安全性の確保に留意し、二次災害の発生防止のために必要な措置を講ずる。

4 広報の実施

各部署は、情報の錯綜等による混乱を防止し港湾利用者の安心等を確保するため、報道機関やホームページ等多様な手段を活用し、必要な情報を迅速かつ的確に提供する。（具体的な取扱いは「報道対応マニュアル」を参照）

(1) 提供すべき情報

- (ア) 経過と現状
- (イ) 被害状況
- (ウ) 発生原因と責任の所在
- (エ) 二次災害の危険性
- (オ) 対応策
- (カ) 再発防止策

(2) 報道機関への情報提供のあり方

各部署は、報道機関への情報提供に当たっては、関係機関と連携、協力し、提供する情報の内容、発表時期、発表方法などに留意するとともに、みなと振興課広報・にぎわい振興室と協議する。

<収束時の対策>

1 復旧対策の推進

各部署は、危機発生による港湾活動、港湾利用者や地域の社会経済活動への影響を

最小限に抑えるため、迅速かつ円滑な復旧に努める。

各部は、危機に係る応急対策がおおむね完了したときは、報道機関を通じて公表するとともに、本組合のホームページなど、利用可能な媒体を活用して広く港湾利用者等に周知する。

2 被害等の影響の軽減

各部は危機事案の態様、規模により、港湾活動の回復、風評被害等の防止など、必要な対策を応急時から引き続き実施し、被害発生後の影響の軽減に努める。

3 再発防止策の検討・実施

各部は必要に応じ危機発生の原因を究明し、課題を整理した上で再発防止策を検討し、実施する。

また、再発を防止するために必要と認められる場合は、国等に対し要望を行う。

4 情報伝達体制の見直し

連絡体制などについては、必要に応じ見直しを行う。この場合、危機管理課へ提出する。

附 則

この要綱は、令和5年8月31日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。